

下松市業務継続計画

Business Continuity Plan

(令和5年5月改定版)

改訂履歴

改訂年月日	改訂内容
平成30年3月28日	初版策定
令和5年5月31日	改定
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

☆目 次☆

第1章 総 則	1
1 業務継続計画策定の目的	1
2 業務継続計画の効果	2
3 地域防災計画と業務継続計画の関係	2
4 対象組織	3
5 前提とする災害	4
6 業務継続計画の発動と終結	5
第2章 業務継続のための体制の確保	6
1 業務継続体制の考え方	6
2 職員の参集	6
3 職員の安否確認等	8
4 指揮命令系統の確保	8
5 本庁舎の代替庁舎の特定	9
第3章 執務環境の現状	10
1 庁 舎	10
2 電 力	10
3 水 道	10
4 下水道	11
5 ガス・空調	11
6 通 信	11
7 情報システム	12
8 職員のための備蓄	12
第4章 業務継続体制の向上	13
1 計画の改善	13
2 周知・訓練	13
3 職員の平常時からの備え	13

第5章 非常時優先業務	14
1 基本方針	14
2 非常時優先業務の選定	15
3 非常時優先業務の選定結果等	16
(1) 非常時優先業務及びその他業務一覧	17
各部署共通	17
総務部	17
企画財政部	19
地域振興部	21
生活環境部	23
健康福祉部	25
こども未来部	27
建設部	28
会計管理者	30
教育委員会（事務局）	31
教育委員会（教育機関）	33
議会事務局	38
監査委員	39
選挙管理委員会	39
農業委員会	40
固定資産評価審査委員会	41
(2) 非常時優先業務（災害対策本部業務）一覧	42
総務部	42
企画財政部	43
地域振興部	44
生活環境部	45
健康福祉部	46
建設部	47
文教対策部	48

第1章 総 則

1 業務継続計画策定の目的

業務継続計画（Business Continuity Plan）は、行政が被災し、資源（人、物、情報等）に制約がある場合においても災害対応等の業務を適切に行うためのものである。

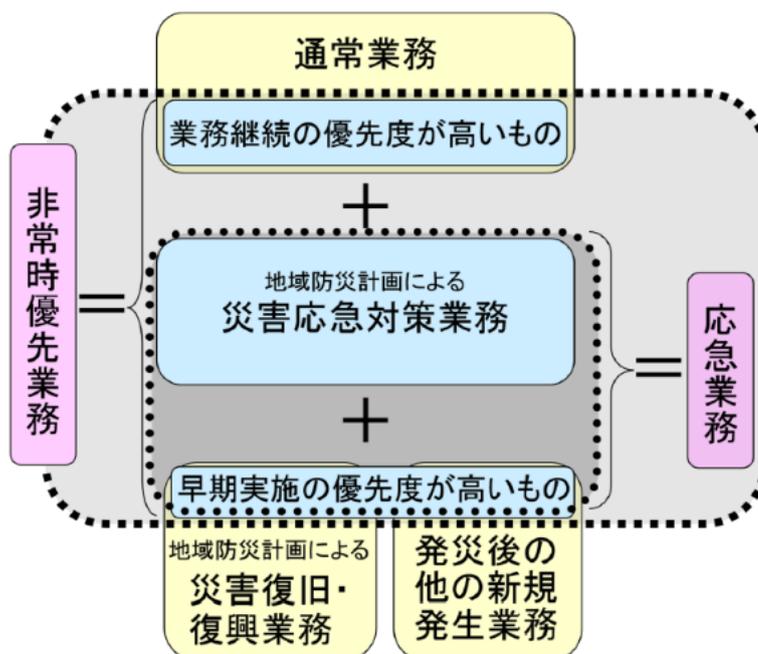
災害時に市役所自らも被災し、資源に制約がある状況下を想定し、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める必要がある。

防災対策として、下松市地域防災計画があり、さらに具体的な体制を定めた災害対応マニュアル等があるが、業務継続計画は、業務中断による混乱を最小限にとどめ、行政機能の継続性の確保と早期の機能回復を図るためのものである。

非常時優先業務とは

大規模災害時にあっても優先して実施すべき業務をいう。具体的には、地域防災計画に定める「災害応急対策業務」及び「早期実施の優先度が高い復旧・復興業務」（以下「応急業務」という。）と「業務継続の優先度の高い通常業務」で構成される。

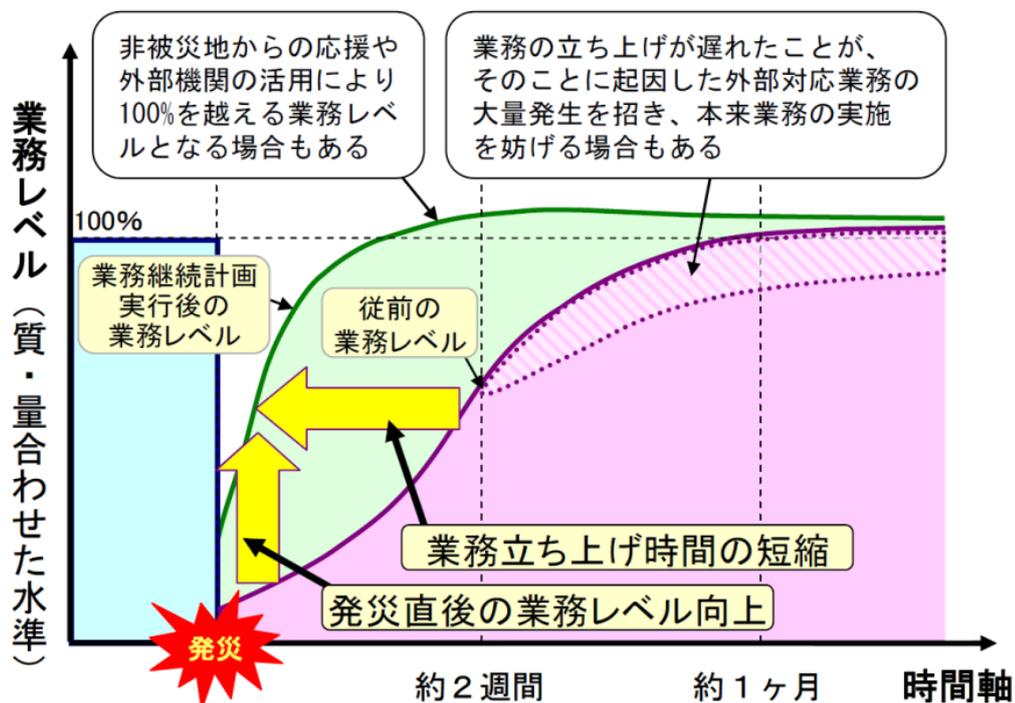
図1 非常時優先業務のイメージ



2 業務継続計画の効果

災害発生時、通常業務に加え、応急業務が急激に増加し、業務量は、極めて膨大なものとなる。業務継続計画を策定し、あらかじめ職員一人ひとりが理解しておくことで、業務立ち上げ時間を短縮させ、必要な業務を迅速かつ適切に実施することができる。また、非常時優先業務へ集中して資源を投入することで、災害発災直後の業務レベルを向上させることができる。

図2 業務継続計画の効果



3 地域防災計画と業務継続計画の関係

地域防災計画が、災害予防や災害応急対策、復旧・復興対策など災害対策全般の業務を定めていることに対し、業務継続計画は、地域防災計画に記載のある業務に限らず、業務継続の優先度の高い通常業務を含んでおり、地域防災計画を補完し、その実効性を高める機能を有している。

<地域防災計画と業務継続計画との比較>

区 分	地域防災計画	業務継続計画
実施主体	市、県、指定地方行政機関等	市
目 的	発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定する。	発災時の限られた資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする。
対象業務	災害対策に係る業務全般が対象 ○災害予防業務 ○災害応急対策業務 ○復旧・復興業務	非常時優先業務が対象 ○災害応急対策業務 ○早期実施の優先度が高い復旧・復興業務 ○業務継続の優先度の高い通常業務
業務開始目標時間	業務開始時間の記載は、必要事項でないため、現行の地域防災計画には、示していない。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を設定する。

4 対象組織

本計画の対象は、以下の組織とする。

- ・市長部局（出先機関を含む。）
- ・教育委員会、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、議会事務局

※上下水道局、消防本部・署、周南地区衛生施設組合は除く。

5 前提とする災害

本計画では、災害の中で市域全体に大きく影響があると考えられる大河内断層の地震(直下型)が発生した場合を想定し、業務継続計画を策定することとする。

想定項目	被害量	大河内断層の地震 ※1	南海トラフの 巨大地震※2
地震動	下松市の最大震度	6強	5強
	震度別面積率(6強)	21.8%	0%
	震度別面積率(6弱)	59.1%	0%
	震度別面積率(5強)	19.1%	5.6%
	震度別面積率(5弱)	0%	84.6%
	震度別面積率(4以下)	0%	9.8%
土砂災害	急傾斜地崩壊	163箇所	2箇所
	地すべり	3箇所	0箇所
	山腹崩壊	15箇所	1箇所
建物被害	全壊棟数	1,364棟	31棟
	半壊棟数	4,776棟	258棟
	焼失棟数	398棟	0棟
人的被害	死者数	82人	0人
	負傷者数(内重症者数)	773人(73人)	3人(1人)
	自力脱出困難者数	253人	0人
ライフライン被害	上水道(断水人口)	39,146人	854人
	下水道(機能障害人口)	12,469人	411人
	電力(1日後停電軒数)	13,225軒	170軒
	通信(加入電話不通回線)	334回線	93回線
	ガス(供給停止世帯)	7,072世帯	0世帯
生活支障等	帰宅困難者数	2,012人	2,887人
	1日後の避難所生活者数	約12,000人	1,442人
	1日後の食料需要数	約34,000 食/日	約8,000 食/日
	1日後の仮設トイレ需要数	121基	14基
	震災廃棄物発生量	56万m ³	5万m ³

※1 山口県地震被害想定調査報告書(平成20年3月)より

※2 南海トラフ巨大地震の被害想定結果について(平成26年3月)より

6 業務継続計画の発動と終結

(1) 計画の発動基準

本計画は、次の災害等が発生した場合に発動することとする。

☆地震・津波

市内に震度6強以上の地震が発生した場合、本計画を自動発動する。

☆上記以外の自然災害

次の基準を目安に、本計画の発動について判断する。

なお、計画の発動が必要と判断したときは、災害対策本部長（市長）宣言により、本計画を発動する。

（計画発動の判断目安）

- ・市役所本庁舎に甚大な被害が生じている。
- ・市域の広範囲で被害が発生し、市職員の大半が、長期間災害対応業務を実施する必要がある。

☆その他緊急事態（武力攻撃事態等）

被害状況等に応じ、災害対策本部長宣言により、本計画を発動する。

(2) 計画の終結

災害応急対策がおおむね完了したと災害対策本部長が認めたときは、本計画の終結を宣言する。

(3) 計画の発動・終結の周知

市が本計画を発動又は終結した場合、職員や関係機関へ周知するとともに、市ホームページ、報道等を通じて広く市民に周知する。

第2章 業務継続のための体制の確保

1 業務継続体制の考え方

(1) 職員の健康管理

非常時優先業務の実施中、特に発災直後においては、対応に当たる職員の不足から長時間勤務に従事する場合があります、肉体的疲労だけでなく精神的なストレスが高くなることが予想される。

災害対策本部体制においては、勤務交代、休憩、食事などを適切に指示するとともに、周囲の職員による客観的な健康チェックの実施を指示することとする。また、職員が家族と連絡できるよう配慮する。

(2) 業務内容の調整による資源の再配分

災害時に発生する業務は一部の部署に大きく偏り、業務量のバランスが崩れることになる。そのため、各部署では、決められた非常時優先業務であっても、被災状況に応じた人員配置、業務内容の調整（縮小）を適宜行い、資源の再配分に努める。

2 職員の参集

通勤距離を基に、各職場への発災からの参集時間（①3時間以内、②12時間以内、③24時間以内、④3日以内、⑤1週間以内、⑥1週間超）と参集可能職員数を推計した。

なお、今回の推計は、正職員のみとする。

(1) 対象職員数

正職員 350人（令和5年4月1日現在）

※山口県及び山口県後期高齢者医療広域連合への出向職員各1名を除く。

(2) 参集可能職員の推計条件

- ① 公共交通機関は途絶するため、徒歩で参集するものとする。歩行速度は通行困難な道路状況を想定し、通常の歩行速度（時速4km）よりも遅い、時速3kmとする。また、出発までに要する準備時間（0.7時間）を加えた時間とした。
- ② 1日の最大移動距離は15kmとし、15kmを超える者は、2日程度で参集が可能となるものとする。
- ③ 発災直後は職員自身若しくは家族の死傷又は被災場所等における救出・救助活動への従事等により、即座に参集できない場合が想定されるため、次のとおり＜参集不能率＞を設定する。

< 参集不能率 >

発災からの参集時間	参集不能率
① 3 時間以内	3 0 % (死傷等 10%、救出救助等 20%)
② 1 2 時間以内	3 0 % (死傷等 10%、救出救助等 20%)
③ 2 4 時間以内	2 5 % (死傷等 10%、救出救助等 15%)
④ 3 日以内	1 5 % (死傷等 10%、救出救助等 5 %)
⑤ 1 週間以内	1 0 % (死傷等 10%)
⑥ 1 週間超	5 % (死傷等 5 %)

(3) 推計結果

上記の条件により推計した結果、参集可能となる職員数は、次のとおりとなる。

部署	職員数	参集可能職員数 (発災から)					
		3H 以内	12H 以内	24H 以内	3D 以内	1W 以内	1W 超
企画財政部	47	29	32	34	39	42	44
総務部	30	16	21	22	25	27	28
地域振興部	30	19	21	22	25	27	28
生活環境部	37	23	25	27	31	33	35
健康福祉部	58	34	39	42	49	52	55
こども未来部	52	28	33	36	44	46	49
建設部	46	27	31	34	39	41	43
会計課	4	2	2	3	3	3	3
教育委員会	35	18	24	26	29	31	33
議会事務局	5	3	3	3	4	4	4
監査委員事務局	2	1	1	1	1	1	1
選挙管理委員会事務局	2	1	1	1	1	1	1
農業委員会事務局	2	1	1	1	1	1	1
合計	350	202	234	252	291	309	325
平常時と比較した割合		57.7%	66.9%	72%	83.1%	88.3%	92.9%

※通勤距離に参集不能率を適用して算定

※久保、花岡、笠戸島、米川公民館は、出張所（総務部）で計上

※中学校給食センターは、学校給食課（教育委員会）で計上

3 職員の安否確認等

非常時優先業務を迅速かつ的確に行うため、従事できる職員の把握（安否確認）は、最優先事項の一つである。各職員は、所属部署で作成している連絡系統に沿って、安否状況・参集の可否等を所属長に連絡し、各所属長は各所属部長を通じて当該情報を総務部に連絡する。

しかし、大規模災害時には電話は輻輳し、メールも着信まで時間がかかることが想定されるため、参集可能な職員で所属長へ安否状況等の報告が不能の場合は、まず参集することを優先し、参集の途中で随時所属長へ報告を試みる。

4 指揮命令系統の確保

発災時においても組織を維持し、業務継続を適切に行うには、指揮命令系統の確立が重要であるため、発災時における意思決定権者の不在等の事態を想定し、あらかじめ職務代行体制を定めておく必要がある。

(1) 災害対策本部長の不在時の職務代行は、次のとおりとする。

職務代行の対象者	職務代行者		
	第1順位	第2順位	第3順位
本部長（市長）	副市長	総務部長	建設部長

(2) 各対策部長の不在時の職務代行は、次のとおりとする。

表記職務代行者の不在等の事態も想定し、各対策部及び対応班において、さらに後順位まで職務代行者を定めて、体制を確保する。

対策部	職務代行者	対策部	職務代行者
総務部	総務課長	企画財政部	企画政策課長
地域振興部	地域交流課長	生活環境部	市民課長
健康福祉部	地域福祉課長	建設部	土木課長
文教対策部	教育総務課長	—	—

※各部の庶務を所掌する班（課）の長を第1順位とする。

※各部において、表記職務代行者に上位の職の者がいる場合は、当該上位者を職務代行者とする。

5 本庁舎の代替庁舎の特定

大規模災害により本庁舎が被災し機能不全となる場合を想定し、あらかじめ本庁舎の代替庁舎を特定しておく必要がある。本市では、災害対策本部機能の移転の第一候補を下松市消防庁舎とする。災害対策本部に係る業務以外の非常時優先業務は、安全やライフライン等の機能が確保できた公共施設で実施する。

施設名 (本庁舎からの距離)	構造 築年	階	災害ごとの危険性				
			地震	津波	洪水	土砂	高潮
市役所本庁舎	S RC S61	5	新耐震	なし	3m未満の浸 水想定	なし	なし
消防庁舎 (1.6km)	RC H28	3	新耐震 (免震構造)	なし	3m未満の浸 水想定	なし	なし

第3章 執務環境の現状

1 庁舎

本庁舎は、昭和56年に施行された改正建築基準法以後に竣工した建物で、改正建築基準法の耐震基準を満たしており、大規模地震に耐えうる構造である。

2 電力

本庁舎の受電系統は1系統であり、変電所等に問題が生じた場合、停電する可能性が高い。外部からの電源供給が停止した場合、自家発電設備から最小限必要となる電源を供給することになるが、自家発電は、通常どおり使用して11時間程度しか使用できないため、災害時には、業務継続に必要な機器、設備に限定して使用する。

本庁舎以外の施設については、あらかじめ自家発電設備の設置など備えておく必要がある。

<自家発電設備の現況>

定格容量	燃料	用途
400kVA	A 重油 950 ^{リットル}	電算機器、揚水ポンプ等

3 水道

本庁舎への給水は、水道本管から受水槽に給水され、受水槽から本庁舎屋上の高架水槽にポンプアップし、自然流下により各所に給水されている。

震災による停電時においても、管路に破損等がない場合は、自家発電設備から揚水ポンプへ給電されるため給水は可能である。また、各受水槽には、緊急遮断弁が設置されており、管路破損等による漏水を防ぎ、飲料水等を確保できる。

<受水槽等の現況>

容量	使用量
受水槽：77トン、高架水槽：25トン	約17トン/日

4 下水道

本庁舎の汚水は、直接公共下水道に排水している。そのため、断水又は下水管の損壊がない場合は、自然流下で排水できる。

震災時における職員や来庁者用のトイレ確保のため、仮設トイレ等の要請方法の確認や災害用トイレを備蓄しておく必要がある。

5 ガス・空調

山口合同ガス（都市ガス）から供給されたガスを厚生棟食堂等の給湯に使用しているが、停止したとしても業務に大きな影響なく、庁舎にガスを貯留する設備もない。

震災による停電時には、電力消費を抑えるため、冷暖房は使用しない。

6 通信

【NTT回線】

電話交換設備は、自家発電設備に接続しているため、機器に障害がない限り稼働する。また、電話交換設備は本庁舎4階に設置しており、水害の被害対策を図っている。

なお、本市では、31回線災害時優先電話の承認を受けており、この回線からは、発信規制や接続規制といった通信制限がかかった場合でも、制限を受けずに発信を行うことができる。

【防災行政無線】

防災行政無線は、相互通信機能を有しており、親局（市役所）と子局（公民館等）間の通信が可能である。

今後は、移動系無線の拡充整備や衛星電話の配備などを行う必要がある。

【県防災行政無線】

市と県との通信確保のため、地上系と衛星系の2系統の防災行政無線が整備されている。これらの無線機器は、自家発電設備に接続しているため、機器に障害がない限り、半日程度は利用が可能である。また、本庁舎の一部の電話機は、衛星系の県防災行政無線と接続しており、県庁等と無線を介して通信することが可能である。

7 情報システム

重要な住民情報用の住民情報システム、庁内事務用の内部情報システム及びこれらを結ぶネットワーク通信機器は本庁舎に設置している。

また、システムを収納する全てのサーバラックは免震装置上に設置しており、倒壊防止策を施している。

これらのシステムは、自家発電設備に接続しており、停電時であっても通常の使用状況で72時間程度、庁内電力最大負荷時であっても11時間は使用できる設計である。なお、電源の供給が断たれても、各システムにはUPS（無停電電源装置）が備わっており、データを保護できる仕組みである。

各システムのバックアップテープは本庁舎内の耐火金庫及び免震構造建築物である消防庁舎内に各1世代ずつ保管し、有事に備えるとともに、住民情報システムは、強固な災害対策が施された堅牢なデータセンターに設置し、専用回線で接続している。

8 職員のための備蓄

災害発生の際の初動期は、昼夜を問わず対応を継続するため、業務を実施する職員用の飲料水、食料、毛布等を備蓄する必要がある。

また、市の備蓄負担（保存場所、費用等）を軽減するため、各職員による職場での備蓄を検討するとともに、勤務時間外に参集する場合、可能な限り、各職員が飲食物等を持参するよう啓発する。

【水・食料の備蓄】

水：全職員の3日分（1人当たり1ℓ／1日）

食料：全職員の3日分

トイレ：組み立て式簡易トイレ 3基

凝固剤セット等（全職員の3日分 1人当たり5回／日）

女性用衛生用品：対象職員の3日分（1人当たり3枚／日）

第4章 業務継続体制の向上

1 計画の改善

計画の実効性を確認し、その効果を高めていくには、長い期間をかけて職員へ周知し、訓練を実施していくことが重要であり、その際に判明した課題や教訓を踏まえ、計画を改善していくことが必要である。

2 周知・訓練

本計画に定める事項を職員に周知し、業務継続への組織的な対応力を向上させるために、業務継続計画の視点を組み込んだ各種訓練の実施に努める。

- (1) 安否確認訓練
- (2) 非常参集訓練
- (3) 災害対策本部要員を対象とした外部機関の図上訓練への参加
- (4) 情報収集伝達訓練 等

3 職員の平常時からの備え

災害時に、市民の生命・身体・財産を保護するため、市職員は、災害対策業務に当たる責務がある。

災害時においては、家族との連絡が取れない場合が想定されるが、家族の安否の不安なく業務を実施するには、平常時から家族と災害時の対応を共有し、準備しておかなければならない。そのために、定期的に、以下の事項の周知を行い、職員一人ひとりの防災意識の向上に努める。

- (1) 災害時に市民の生命・身体・財産を保護するため、市職員は、災害対策業務に当たる責務があること
- (2) 災害時に正確な情報を入手するため、くだまつメールへの登録を行うとともに、その他の手段についても確認しておくこと
- (3) 各職場の非常時優先業務をあらかじめ把握しておくこと
- (4) 家族との安否確認が速やかに行えるよう、各家庭で連絡方法や避難場所等を決めておくこと
- (5) 各家庭で、非常持出品の準備や3日分程度の食料、飲料水等の備蓄に努めること
- (6) 地震発生時に身の安全が確保できるよう、自宅の家具の固定等の対策に努めること

第5章 非常時優先業務

1 基本方針

業務継続に当たっては、市全体で意思統一を図り、連携・協力して取り組まなければならない。そこで、業務継続計画における非常時優先業務実施に当たっての基本方針を、次のとおり定める。

- ☆ 市民の生命・身体の保護を最優先する。
- ☆ 限られた資源の中で非常時優先業務を実施するため、できる限りの確に災害の状況を把握し、人員及び資機材等の配分を行う。
- ☆ 行政機能の低下に伴う、市民生活への影響を最小限にとどめるため、災害応急対策業務を中心とした非常時優先業務を優先的に実施する。非常時優先業務以外の通常業務は、積極的に休止するか、又は非常時優先業務の実施に支障のない範囲で縮小して実施する。
- ☆ 全ての職員は、市の災害対応の目標及び対応方針について共通の認識を持ち、連携・協力して業務に当たる。

2 非常時優先業務の選定

非常時優先業務は、地域防災計画に定める応急業務及び下松市事務分掌規則等に定める通常業務から、次の基準により選定する。

なお、業務開始目標時間は、業務開始のための準備を開始する時間を含めることとする。

業務	業務開始目標時間	選定基準	想定される業務 (□:応急業務、■:通常業務)
非常時優先業務	発災～ 3時間以内	○市民の生命・身体を守るための初動体制の確立、市役所機能の維持・復旧、避難所開設・運営に係る業務	□災害対策本部の設置・運営 □通信機器等の復旧 □避難所の開設 □職員の安否確認 □災害の現状把握 □救出救助活動 □市民への災害広報 □防災関係機関との連絡調整 等
	3時間～ 12時間以内		□協定締結団体への応援要請 □災害ボランティアセンター開設に係る調整 ■埋火葬手続き ■市民の健康確保に関する業務 ■所管施設の安全確認 等
	12時間～ 24時間以内		□福祉避難所の開設 □市ライフライン施設の応急復旧 □災害ごみの収集 □被災地の消毒等衛生管理業務 □建築物の応急危険度判定 □物資集配拠点の設置・運営 ■住民票、戸籍等の交付 ■家庭ごみの収集 等
	24時間～ 3日以内	○遅くとも3日以内に業務に着手しないと、市民生活や地域社会に相当の影響を与えるため、早期に対策を講ずべき業務	□支援物資の受付・管理・配分 □二次災害の防止措置 □市民相談窓口の設置 □り災証明書の発行 □避難所開設期間等に関する協議 ■保健福祉に関する重要業務 ■諸証明の交付 ■学校等の再開検討 等
	3日～ 1週間以内	○被災者の通常生活復帰に係る業務 ○非常時優先業務以外で優先度が比較的高い通常業務	□生活再建支援業務 □企業への災害融資関連業務 □災害弔慰金、義援金等の配分 □応急仮設住宅の建設 ■支所等における窓口業務拡大 等
	1週間～ 1か月以内	○業務開始に相応の準備が必要となる復旧・復興業務 ○発災後、1週間を超え実施しなくても、市民生活や地域社会に直ちに影響を与えないと見込まれる業務	■市民生活や地域社会への影響が少ないと見込まれる通常業務 等
その他業務	1か月～	○発災後、1か月を超え実施しなくても、市民生活や地域社会に直ちに影響を与えないと見込まれる業務	

3 非常時優先業務の選定結果等

選定基準により選定した結果、各部署の非常時優先業務及びその他業務は次のとおりである。

本市では、約9割の職員が職場から10km圏内に居住しており、徒歩参集の期待値は高いと言える。しかし、参集した職員の全てが所属部署の「業務継続の優先度の高い通常業務」を実施できるわけではなく、実際には避難所運営業務などの災害対策業務に携わることになり、各部署における災害時の業務レベルは、平常時に比べ著しく落ち込むことが予想される。また、停電により、業務に必要な機器等が使用できなくなることも考えられる。

そのため、各部署においては、少人数の体制でも非常時優先業務の実施が可能となるよう業務マニュアルの作成や重要な行政データ(各種台帳、施設の図面等)の紙ベースでのバックアップなどを検討し、大規模災害に備えておく必要がある。